

一般社団法人日本歯内療法学会の会員が日本歯内療法学会倫理審査委員会を利用し、観察研究（疫学研究）の倫理審査を受け、研究を行うために必要な教育研修の受講基準

2020年7月31日

一般社団法人 日本歯内療法学会 理事会承認

1. 概要

一般社団法人日本歯内療法学会（以下本学会と略す）は、研究倫理に関する審査機関を持たない医療施設に属する本会員が、本学会の倫理審査委員会を利用し、以下の1. 2. 3.の観察研究（侵襲と介入なし）の倫理審査を受け、研究を行うために必要な教育研修受講基準を定めることとする。

1. 歯科治療で得られる廃棄予定や余剰のヒト試料（抜去歯、歯髄、歯肉など）を使用する研究
2. 診療情報を得るために治療対象歯に対してデンタル X 線写真撮影あるいは歯科用 CT 撮影などが行われる場合、治療対象歯に加えて隣在歯などが同時に撮影される。その治療対象でない歯の画像を用いる研究
3. 抜歯後、廃棄せずに保存しておいた歯を用いる研究。ただし、対応表もなく誰のものが不明の状態、ゲノム解析も行わない研究

2. 教育研修受講基準の開始時期

開始日は2021年4月1日とする。

3. 教育研修受講基準

教育研修受講基準は、以下のとおりとする。

・初回受講

本学会に倫理審査に関する申請書、説明文書、承諾書および利益相反申告書等を提出するまでに、初回受講として、本学会、他の学術団体、臨床研究中核病院あるいは特定機能病院等が主催する臨床研究に関する教育研修会において、2時間以上の研修内容を1回あるいは1時間以上の研修内容を2回受講しておく必要がある。また、「ICRweb 臨床研究の基礎知識講座」(https://www.icrweb.jp/icr_index.php) の受講（約5時間）も認める

・2回目以降の受講

本学会、他の学術団体、臨床研究中核病院あるいは特定機能病院等が主催する臨床研究に関する教育研修会において、毎年1時間以上の研修内容を1回受講する必要がある。

*研修料（受講料）及び修了証の発行などの費用が必要な場合は、本学会会員の自己負担とする。

4. 教育研修修了証の提出

本学会の倫理審査委員会に上記のいずれかの観察研究（疫学研究）の倫理審査を希望する場合、申請書、説明文書、承諾書および利益相反申告書等に加えて、申請者、研究責任者及び研究分担者全員が教育研修を修了していることを示す書類（例えば、研究者全員の受講修了証のコピー等）を本学会事務局に提出する必要がある。

※提出がない場合は、本学会の倫理審査委員会による倫理審査を受けることはできない。